

大規模建築物等の届出状況

年度	種別	新築	増築等	外観の変更	計
26	建築物	6	6	6	18
	工作物	2	8	10	20
	計	8	14	16	38
27	建築物	2	4	0	6
	工作物	0	0	15	15
	計	2	4	15	21
28	建築物	6	6	1	13
	工作物	1	1	7	9
	計	7	7	8	22
29	建築物	1	1	1	3
	工作物	4	0	1	5
	計	5	1	2	8
30	建築物	0	4	0	4
	工作物	2	0	6	8
	計	2	4	6	12

※平成26年度 島田市景観条例等施行規則の一部改正(届出対象の改正)

※平成30年度については、1/28現在の届出件数を記載

届出を必要とする行為

区分	行為及び規模
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・新築にあつては、当該建築物の高さが15mを超えるもの又は床面積の合計が1,000㎡を超える場合 ・建築物の高さが15mを超えるもの又は床面積の合計が1,000㎡を超えるもので、当該建築物の増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡を超える場合 ・建築物の高さが15mを超えるもの又は床面積の合計が1,000㎡を超えるもので、当該建築物の外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)に係る部分の見付面積が当該部分を含む面の見付面積の1/2を超える場合
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築又は移転を行う場合は、当該工作物の高さ(増築の場合は増築後の高さ)が15mを超える場合 ・工作物の高さが15mを超えるもので、外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)に係る部分の見付面積が当該部分を含む面の見付面積の1/2を超える場合